

高齢者虐待を 防ぎましょう

高齢者虐待は、人間の尊厳を損なう重大な権利侵害です。高齢者に対する虐待の防止とその保護、また高齢者を支える養護者（家族や介護者）の負担を軽減するため、平成十八年四月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止・養護者支援法」という。）が施行されました。

高齢者虐待とは？

高齢者が、その人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことです。

「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、高齢者への虐待として「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の五つを挙げています。高齢者に対する虐待は、これらが重複して生じる場合が多いことが特徴です。

高齢者虐待は、家庭や施設など閉ざされた環境で発生することが多く、また、虐待をしている人、虐待を受けている高齢者の双方にその自覚がないこともあり、表面化しにくい面があります。それまで献身的に介護をしてきた養護者が、心身共に疲労し、不安やストレスから高齢者につらく当たってしまうなど、虐待へとつながってしまっていることがあります。

高齢者に対する虐待の主な例は次のとおりです。

- 【身体的虐待】**
 - たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる
 - ベッドに縛り付ける、手足を縛る、薬を過剰に飲ませる
- 【介護・世話の放棄・放任】**
 - 空腹、脱水、栄養失調の状況のままにする
 - おむつなどを放置する、掃除・洗濯などをせず、劣悪な状態や住環境の中に放置する
 - 必要とする医療・介護サービスを制限する、使わせない
- 【心理的虐待】**
 - 排せつなどの失敗をばかにして笑ったり、それを人前で話し高齢者に恥をかかせる
 - 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する
- 【性的虐待】**
 - 排せつなどの失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する
 - わいせつな行為を強要する
- 【経済的虐待】**
 - 本人のお金を渡さない、使わせない
 - 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する



高齢者虐待の現状

県内では平成十八年度に、百四十二件の高齢者虐待が発生しており、被虐待者の八十％近くが女性です。虐待の種類では、身体的虐待が最も多く、次に心理的虐待、介護・世話の放棄・放任と続いています。

虐待者と被虐待者の関係では、「息子」による虐待が五十五％と半数以上を占め、次に娘、配偶者と、近親者による虐待が多いことがわかります。

早期発見で高齢者虐待防止を

虐待に気づいた時、または、虐待

ではないか？と感じたら、市町村の担当窓口（高齢者福祉担当課）や地域包括支援センターに通報・相談しましょう。特に、生命や身体に重大な危険がある場合、**通報は義務とされています**。また、虐待を受けている高齢者本人も届出ができます。

早期発見は、虐待を未然に防いだり、深刻化を防ぐことにつながります。ささいなことでも、相談することが高齢者虐待防止の第一歩です。

地域包括支援センター
*高齢者の生活を支える拠点として各市町村に設置された総合相談機関。

介護は一人で抱え込まない

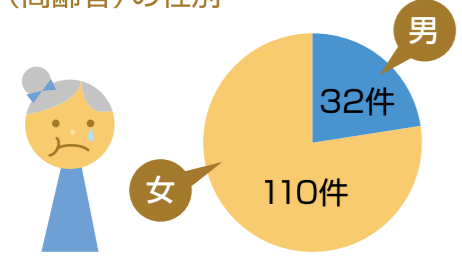
介護保険サービスを利用することで、養護者の負担は軽くなり、精神的なゆとりがもたらされます。介護保険サービス以外にも、地域にはさまざまな保健・福祉サービスがありますので、サービスの内容や利用方法を知り、それらをうまく利用し、介護していきましょう。

地域に住む一人ひとりが、高齢者とその養護者を支え、誰もが住みやすい社会を築いていきましょう。
高齢者虐待の防止について、県民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

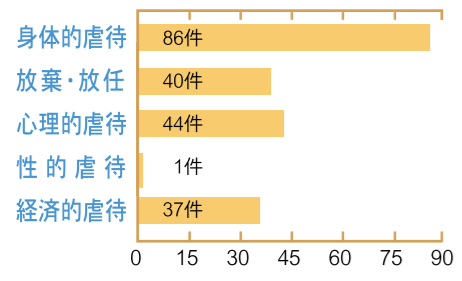
Feature 3

平成18年度 高齢者虐待の状況

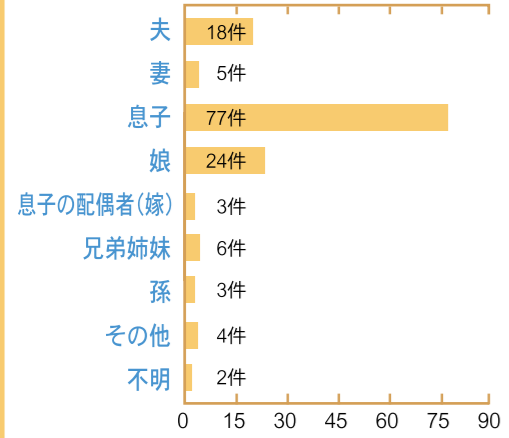
1. 被虐待者（高齢者）の性別



2. 虐待の種類（複数回答）



3. 虐待者と被虐待者の関係（複数回答）



チェックしてみましょう！

虐待は無意識に行われていることもあります。次のリストでチェックしてみましょう。

- 言うことを聞かないので、無視したり、逆にののしってしまう。
 - 良いことと悪いことをわかってもらうために、たたくなどしてしつけをしている。
 - *認知症により徘徊するので、部屋に閉じこめている。
 - 認知症や寝たきりで外間が悪いので、外出をさせなかったり、訪ねてくる人がいても会わせないようにしている。
 - 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
 - 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておくことがある。
- ※「認知症」：脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが低下または障害がおこり、日常生活に支障が出ている状態。

お問い合わせ ● 県高齢者福祉介護課 TEL:098-866-2214 FAX:098-862-6325